

▼表4-1-6 その他の市町村の取組

市町村名	制度等の名称	制度等の概要
仙台市	不法投棄防止対策	・不法投棄や不適正処理等の未然防止と迅速かつ的確な対応を図るため、産廃Gメンによるパトロールや民間事業者への委託による休日パトロールを実施 ・悪質な不法投棄に対応するため、移動式のカメラを導入し、不法投棄多発場所に設置し、監視体制を強化 ・産業廃棄物の不適正処理について市民から情報を得るために、24時間年中無休の電話窓口「産廃110番」を開設 ・年に数回、地域住民と共にクリーン作戦(不法投棄された廃棄物の撤去)を実施
	低公害車普及促進事業補助金	低公害車の普及促進を図ることで市内の環境を保全することを目的に、低公害車(天然ガストラック・ハイブリットラック)を導入する貨物自動車運送業者に経費の一部を補助するもの。 ■平成22年度末までの補助実績状況: 114台 ※平成24年度は実施なし
石巻市	不法投棄に関する情報提供に関する覚書(森林、郵便局)、協定書(タクシー)	不法投棄のパトロールは市及び委託業者で実施しているが、山林等カバーできない箇所は森林組合他2から情報提供を受けている。
気仙沼市	不法投棄防止パトロール	不法投棄を防止することにより、環境美化を推進し、市民の生活環境を確保するもの。
白石市	白石市水道水源保護条例	水道法の規定に基づき、水道に係る水質の汚濁を防止し、安全で良質な水を確保するため、その水源を保護するとともに、住民がきれいな水を享受する権利を守り、現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守るもの。
	白石市空き缶等の散乱の防止に関する条例(ポイ捨て条例)	空き缶、吸い殻、ごみ等の散乱の防止について、市、市民等、事業者、土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等の投棄の禁止などを定めることにより、これらの者が一体となって市全域の環境美化を推進し、もって快適で良好な生活環境を確保することを目的とするもの。また、ポイ捨て行為について意識改革を図り、その行為に対する一種のブレーキとしての役割と市の強い決意を示すため、市内全域を罰則の対象として、罰金を科すこととしている。
	白石市生ごみ資源化事業所「シリウス」運営事業	シリウスは、学校給食センターや市内の食品関連事業者などから排出される生ごみを収集(日量最大で3t)し、発酵処理して得られるバイオガスを燃焼発電することによって、施設電力の一部を貢うほか、ガスの燃焼による排熱を利用して温水(熱量)を発生させ、地下パイプで隣接の温室(農業ハウス)と給食センターへ供給している。温室では、室内の周囲に放熱チューブを配置して室温の維持に使用。また、給食センターでは、調理用の水道水の加熱に利用されており、資源循環型社会の構築に寄与している。
	不法投棄防止パトロール	不法投棄パトロール及び不法投棄防止啓発を実施するもの。
角田市	廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の覚書	郵便局は廃棄物等の不法投棄を発見した時は、その情報を市に提供するもの。
	不法投棄防止パトロール	不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄の早期発見と関係機関との連絡調整を行い、不法投棄の防止を図るもの。
	廃食用油(使用済み天ぷら油等)回収事業	従来燃やせるごみとして処理していた家庭系廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料(BDF)に再生するもの。回収した油は、再生業者に引き渡してリサイクルされる。
	ダンボールコンポストモニター事業	家庭でできる生ごみの減量化を推進・普及するために、ダンボールを利用した生ごみみたい肥化をモニター事業として実施した。
	生活環境推進員の設置	家庭ごみの排出及びごみ集積所の適正な維持管理について、必要な指導、助言を行うもの。
岩沼市	不法投棄清掃報償金	不法投棄防止のパトロール、清掃などを行っている団体に対し、報償金を交付するもの。
	不法投棄監視パトロール	定期的に市内ごみ集積所や山林、海岸林を巡回し、ごみの散乱防止、不法投棄防止を図るもの。
登米市	環境パトロール	市内を巡回し、不法投棄及びごみ集積所並びに野焼き等を直接指導、担当課へ情報を送り再発防止と周知を図るもの。
	登米市環境キャラクター制定	登米市からの地球温暖化を止め、環境と産業が共生した富める環境づくりを進めるため、登米市環境キャラクター(トメル君・オトメちゃん)を制定している。
栗原市	不法投棄防止パトロール	環境美化推進員や衛生組合長、市有林監視員等の協力によりパトロールを実施するもの。
	不法投棄物撤去業務	不法投棄を確認したい隨時、各衛生組合・委託業者と連携し、投棄されたごみを撤去するもの。
	不法投棄ごみのクリーンナップ作戦	年1回、公共用地に不法投棄されたごみの撤去
蔵王町	蔵王町の環境保全に関する条例	環境の保全について基本的事項を定め、町、事業者及び住民等の責務を明らかにし、現在及び将来にわたり、自然と調和した良好な環境の確保に寄与することを目的とするもの。一般的な規定のほか、ゴルフ場や廃棄物処理施設等6施設を対象施設とし、当該施設を設置する事業場については、設置や変更等にあたり、町への事前協議を必要とする。
	蔵王町不法投棄監視員パトロール	不法投棄の増加が予想されることに伴い、町民の協力により地域に密着した監視体制の強化を図るため、監視員12名を委嘱し、不法投棄防止パトロールを実施するもの。
七ヶ宿町	不法投棄回収事業	ダム湖周辺を中心に町内の不法投棄を撤去し安全な水源地を目指すもの。
	不法投棄防止パトロール	各地区ごとに監視パトロールを行い不法投棄の防止に努めるもの。
大河原町	環境美化推進員	地域における環境美化の促進を図るため、自主的奉仕活動の助長、ごみの散乱及び清掃活動状況の調査や報告などのため環境美化推進員を委嘱。
村田町	不法投棄防止パトロール	環境美化指導員・推進員及び緊急地域雇用特別対策事業を活用して、不法投棄防止パトロールを実施するもの。
柴田町	柴田町環境指導員制度	生活環境保全及び公衆衛生の向上とごみの散乱防止並びに不法投棄防止を図ることを目的として、環境指導員15名を委嘱するもの。
川崎町	川崎町環境美化指導員設置	生活環境保全及び公衆衛生の向上とごみの散乱防止並びに不法投棄防止を図ることを目的とするもの。
亘理町	廃棄物適正処理巡回指導員設置	廃棄物の不法投棄の防止を図るため、町内を巡回し不法投棄の早期発見に努めるとともに、廃棄物の適正な処理の指導を行うもの。
	亘理町環境美化推進員設置	地域の環境美化と生活環境の保持を図るため設置するもの。
山元町	不法投棄防止パトロール	不法投棄の防止及び環境美化の啓蒙を目的に巡回員により町内全域を巡回、不法投棄ごみの撤去活動を実施するもの。
松島町	環境美化推進員	ごみ集積所でのごみ分別指導及び不法投棄防止・早期発見のためのパトロールを実施するもの。
利府町	廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託	郵便局職員が郵便外務業務中に廃棄物等の不法投棄を発見又は目撃した場合の情報提供について利府郵便局と業務委託契約を結んでいる。
	利府町環境行政推進懇話会	町民・事業者・関係行政機関から意見や提案を聴取しながら、町の実情に即した効果的な環境施策を推進するために設置したもの。
	(不法投棄防止巡回パトロール及び清掃)業務委託	町内の不法投棄の常習場所等に対し、巡回パトロールを行い、不法投棄物の早期発見、及び散乱しているごみの清掃を行うもの。
大和町	大和町環境美化推進員設置	地域環境美化の促進を図るため設置するもの。
	不法投棄パトロール	町内の快適な環境を保全するため、廃棄物のポイ捨て、不法投棄を防止するため定期的な巡回をし、発見した場合には速やかに撤去するため業者と委託し、美しい郷土づくりに努めるもの。
大郷町	大郷町環境クリーン巡回員委託業務	廃棄物のポイ捨て、不法投棄を防止し、快適な環境を保全するために環境クリーン巡回員が町内を巡回するもの。
	環境美化推進員	自主的・奉仕活動の促進及び助長、ごみの散乱及び清掃活動状況の調査及び報告等、環境美化の促進を図るもの。
	不法投棄防止パトロール	不法投棄パトロール及び不法投棄防止啓発として広報及び防災無線による啓発活動、不法投棄パトロールを随時実施するもの。
富谷町	環境衛生推進員設置	町民の生活環境の保全及び環境衛生思想の普及並びに環境美化の促進を図るとともに、町の環境衛生事業の効果的な推進を図るため設置するもの。
	廃棄物巡回員	ごみ集積所の適正排出の指導及び廃棄物の不法投棄防止啓発のためのパトロールや不法投棄された廃棄物の回収作業等を行うもの。
大衡村	不法投棄防止パトロール	村内における不法投棄の現状を的確に把握するため、4名の監視員を委嘱し、不法投棄の防止・発見に努めるもの。村を4つのブロックに分け、月2回のパトロールを実施。
	タイヤ・バッテリー引取り	環境美化推進の一環として、通常収集しないタイヤ、バッテリーの引取り(有料)を実施した。
色麻町	不法投棄防止パトロール	衛生組合長の協力を得て年間を通してパトロールを実施した。
加美町	不法投棄防止パトロール	7名の不法投棄防止員を委嘱。週1日林道沿線、河川敷を中心に巡回を行い、不法投棄の防止、発見に努めるもの。
涌谷町	不法投棄防止パトロール	町内林道・河川敷を、不法投棄防止監視員(6人)が不法投棄防止パトロールを実施するもの。
	涌谷町緑化推進事業	涌谷町緑化推進委員会の事業で町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校で行った緑化推進に対し助成金を交付するもの。
美里町	不法投棄防止パトロール	不法投棄の防止及び環境美化の啓蒙を目的に巡回員により町内全域を巡回、不法投棄ごみの撤去活動を実施するもの。
女川町	不法投棄防止パトロール	定期的に町内の国・県道及び林道等を巡回し、不法投棄の防止を図るもの。
南三陸町	環境美化地区巡回パトロール	「ポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例」の制定を機会に町、行政区長、公衆衛生組合、地区契約会、婦人防災クラブ、PTA、婦人会、産業団体等合同による町内環境美化推進のパトロールを実施し、併せて不法投棄現場等の各種ごみの回収を実施するもの。
	南三陸町職員環境美化推進活動	毎年6月5日「環境の日」職員が率先して町内の清掃活動を行い南三陸町のクリーンなイメージをPRするとともに職員の環境美化意識の高揚を図るもの。